

在留邦人の皆様へ

参議院通常選挙のための在外選挙人証の取得について

2016年3月18日

在イスラエル日本国大使館

本年7月に予定されております標記国政選挙に海外から投票するためには、予め在外選挙人名簿への登録申請を行い、事前に「在外選挙人証」を取得しておく必要があります。在外選挙人証は、申請から受領までに約2ヶ月相当の時間を要しますので、在外選挙人証をお持ちでない方は早めに登録申請をお願いします。

なお、登録申請には当地在住3ヶ月を経過していることが条件となりますが、3ヶ月に満たない方でも当館にて受け付けられるようになりました。この場合は、当館にて一旦申請書類をお預かりし、居住期間の3ヶ月経過時に改めて申請者の住所を確認した上で手続きを再開し、外務本省経由で登録申請先の市区町村選挙管理委員会あてに送付することになりますので、在外選挙人証取得までには時間を要することになります。予めご理解願います。

1. 登録資格

年齢満18歳年以上（※）の日本国民で3ヶ月以上大使館の管轄区域に居住の方。

※公職選挙法改正に伴い、2016年6月19日（施行日）において満18歳（1998年6月20日以前の出生）

2. 登録方法

申請者ご本人が自ら大使館の領事部で申請を行っていただく必要がありますが、同居家族等を通じた申請（申出書が必要となります）も可能です（申請書等は大使館にあります）。以下URL（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>）よ

りダウンロードも可能です）。

申請書には日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、 事前にご確認下さい。

3. 申請時に必要なもの

(1) 旅券

(2) 当館管轄区域に引き続き3ヶ月以上居住していることを証明する書類（住居の賃貸契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス等の領収書等）

※在留届を提出している方は、上記書類は不要です。

(3) 同居家族等を通じた申請の場合は、申請を行う同居家族等の方の旅券及び申出書も必要となります。

4. ご注意

(1) 日本国内の最終住所地で転出届が未提出となっている方は登録出来ませんので、申請前に転出届を行って下さい。

(2) 日本国籍を失った場合や、帰国後市区町村で転入届を提出してから4か月経過した場合（一時帰国をして転入届を行い、転出届をして再び海外に戻った際も同様）、在外選挙人名簿の登録は抹消されます。

詳しくは、当館までお問い合わせ頂くか、以下外務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

以上